

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則をここに公布する。

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年秋田県条例第七十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第二条 条例第三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 県外産業廃棄物の性状
- 二 県外産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う産業廃棄物処理業者等
- 三 県外産業廃棄物の処分を行う施設
- 四 県外産業廃棄物の処分方法
- 五 県外産業廃棄物を搬入しようとする理由

2 条例第三条第一項の規定による協議は、県外産業廃棄物搬入事前協議書(様式第一号)により行うものとする。

3 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 県外排出事業者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- 二 県外産業廃棄物の成分の分析の結果を記載した書類
- 三 県外産業廃棄物が生ずるまでの工程の概要図
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 条例第三条第一項の規定による協議内容の変更の協議は、県外産業廃棄物搬入変更協議書(様式第二号)により行うものとする。この場合においては、変更の内容を示す書類を添付するものとする。

5 条例第三条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの(他の協議内容の変更を伴う場合を除く。)とする。

- 一 県外産業廃棄物の数量の減少
- 二 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮
- 三 県外産業廃棄物の数量の減少及び搬入期間の短縮

6 条例第三条第一項の県外産業廃棄物の搬入期間は、一年以内とする。ただし、県外産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の十一第二号又は第六条の十四第二号に掲げる者である場合には、二年以内とする。

(平一七規則二一・平二七規則二三・一部改正)

(協定の締結)

第三条 条例第四条第一項の規定による協定の締結は、県外産業廃棄物搬入協定書(様式第三号)により行うものとする。

2 条例第四条第一項の環境保全協力金の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に定める額とする。

最終処分を行うための搬入	搬入量一トンにつき 五百円
中間処理を行うための搬入	搬入量一トンにつき 二百円
再生利用を行うための搬入	搬入量一トンにつき 五十円

備考

- 一 この表において「最終処分」とは、県外産業廃棄物を埋立処分することをいう。
- 二 この表において「中間処理」とは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において県外産業廃棄物を処分すること(再生利用を除く。)をいう。
- 三 この表において「再生利用」とは、次のいずれかに該当するもの(県外産業廃棄物に係るものに限る。)をいう。

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年環境省令第三十号)第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十条の三第三号の規定により、環境大臣の指定を受けた者が、環境大臣が指定したものを処分すること。

(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の四の二第一項の規定により、環境大臣の認定を受けた者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十二の二に規定する産業廃棄物の再生利用を行うこと。

(三) 産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理業者等(以下「産業廃棄物処分業者」という。)が、次の算式により算定して得た数値が〇・九以上となる産業廃棄物の処分を行うこと。

算式

(産業廃棄物処分業者が製品の部品若しくは原材料として利用するもの又は産業廃棄物処分業者が製品の部品若しくは原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡するものの重量÷産業廃棄物処分業者が製品の部品若しくは原材料として利用するもの又は産業廃棄物処分業者が製品の部品若しくは原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡するものの重量+産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物の重量)

(報告)

第四条 [条例第六条](#)の規定による報告は、県外産業廃棄物搬入状況報告書([様式第四号](#))により、一月から六月までの間における搬入にあつては七月末日までに、七月から十二月までの間における搬入にあつては翌年一月末日までに行うものとする。

(身分証明書)

第五条 [条例第七条第二項](#)に規定する身分を示す証明書の様式は、[様式第五号](#)によるものとする。

(意見の陳述)

第六条 [条例第九条第二項](#)の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、意見書の提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時)までに相当の期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする事実の内容及びその理由

二 意見書の提出先及び提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

附 則

1 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

(平二三規則一八・旧附則・一部改正)

2 [第三条](#)の規定にかかわらず、県外排出事業者(平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村(特別区を含む。以下「適用市町村」という。)の区域内に所在する事業場に被害を受けたもの並びに適用市町村及び適用市町村を包括する都県に限る。)が当該地震による県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとする場合における[条例第四条第一項](#)の規定による協定の締結は、[条例第三条第一項](#)の規定による協議内容の遵守、[条例第四条第一項](#)の環境保全協力金の納入を要しないことその他必要な事項について別に定める様式による協定書により行うものとする。

(平二三規則一八・追加)

附 則(平成一六年規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第三〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成二三年規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第二条第六項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後にされた秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年秋田県条例第七十五号)第三条第一項前段の規定による協議について適用し、同日前にされた同項前段の規定による協議については、なお従前の例による。

附 則(令和三年規則第九号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

[様式第1号 県外産業廃棄物搬入事前協議書\(第2条関係\)](#)

(平22規則30・令3規則9・一部改正)

様式第1号 県外産業廃棄物搬入事前協議書(第2条関係)

(表面)

(A4判)

県外産業廃棄物搬入事前協議書			
			年 月 日
(あて先)秋田県知事			
住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、 次のとおり協議します。			
排 出 事 業 所	名 称		
	所 在 地		
県内で処分するために搬入しようとする 県外産業廃棄物	種 類		
	数 量 (トン)		
	性 状		
	処 分 方 法		
	搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏面)

	氏名(法人にあつては、名称)	
--	----------------	--

産 業 廃 棄 物 処 理 業 者 等	収 集 ・ 運 搬	及び代表者の氏名)			
		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
		許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
	中 間 処 理	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
		許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
		県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地			
	最 終 処 分	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
		住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
		許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
		県外産業廃棄物の処分を行う施設の名称及び所在地			
	県外産業廃棄物を県内へ搬入しようとする理由				
備 考					

[様式第2号 県外産業廃棄物搬入変更協議書\(第2条関係\)](#)
(平22規則30・令3規則9・一部改正)

県外産業廃棄物搬入変更協議書	
年 月 日	
(あて先)秋田県知事	
住 所 氏 名	
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
電話番号	
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第3条第1項の規定により、 次のとおり協議します。	
変 更 の 内 容	変 更 後
	変 更 前
変 更 の 理 由	

県外産業廃棄物搬入協定書

(以下「甲」という。)と秋田県(以下「乙」という。)とは、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、
年 月 日付けで協議が成立した県外産業廃棄物の搬入について、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙との協議の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理する。

第2条 協定期間は、年 月 日から環境保全協力金の納入が終了するまでとする。

第3条 甲は、乙に対し環境保全協力金を納入する。

2 環境保全協力金の額は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例施行規則第3条第2項の表に定める金額に条例第6条の規定により報告した県外産業廃棄物の搬入量に乗じて得た額とする。

3 環境保全協力金の額に100円未満の額があるときはその額を、環境保全協力金の全額が500円未満であるときは全額を切り捨てるものとする。

第4条 甲の環境保全協力金の納入は、乙が送付する納入通知書により行うものとする。

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 ①
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
乙 秋田県知事 ②

県外産業廃棄物搬入状況報告書			
			年 月 日
(あて先)秋田県知事			
		住 所 氏 名	
		〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号	
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条の規定により、次のとおり報告します。			
搬 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
搬 入 先	最 終 処 分	中 間 処 理	再 生 利 用
	氏名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)		
	住所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)		
	県外産業廃棄物の 処分を行った施設 の名称及び所在地		
搬 入 実 績	産 業 廃 棄 物 の 種 類	搬 入 量 (ト ン)	摘 要
	最 終 処 分		
		合 計	
	中 間 処 理		
		合 計	
	再 生 利 用		
		合 計	

備考 1 搬入量については、小数点以下第3位まで記載してください。
 2 摘要欄には、埋立て、焼却、中和その他具体的な処分の内容を記載してください。

様式第5号 身分証明書(第5条関係)

(表面)

身分証明書	第 号
職氏名	
年 月 日生	
秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第7条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
秋田県知事	印

8.5センチメートル

6.0センチメートル

(裏面)

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例抜粋

(立入検査)

第7条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入する県外排出事業者又は当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を行う産業廃棄物処理業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。